

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和6年3月6日

山 口 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地 域	重点区域との重複の有無		
	○			仁保中郷、仁保下郷	無	令和2年度～令和6年度	原河内集落協定
	○			仁保下郷	無	令和2年度～令和6年度	丸山集落協定
	○			徳地鯖河内	無	令和2年度～令和6年度	鯖集落協定
	○			徳地引谷	無	令和2年度～令和6年度	戸祢集落協定
	○			阿東篠目	無	令和2年度～令和6年度	細野集落協定
	○			阿東徳佐中	無	令和2年度～令和6年度	東畑集落協定
	○			阿東生雲東分、阿東生雲中、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐下	無	令和2年度～令和6年度	中山個別協定
	○			鑄銭司	無	令和2年度～令和6年度	すぜんじ北部の郷個別協定